

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和元年 5 月 2 9 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 3 号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 3 9 年瀬戸市規則第 1 4
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 3 条の 3 関係）		別表第 1（第 3 条の 3 関係）	
職	支給額	職	支給額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
部次長、 <u>危機管理監</u> 及び参事（市 長が定める職を除く。）	<省略>	部次長及び参事（市長が定める職 を除く。）	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。